

平成28年第3回関川村議会定例会会議録（第2号）

○議事日程

平成28年6月21日（火曜日） 午後3時開議

- 第 1 議案第52号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 第 2 議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）
 - 第 3 陳情第 2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
 - 第 4 議員派遣 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第52号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 第 2 議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）
 - 第 3 陳情第 2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
 - 追加日程第1 発委案第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
 - 第 4 議員派遣 議員派遣
-

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
9番	伝	信	男	君	10番	平	田	広	君			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君	
副	村	長	佐	藤	忠	良	君
教	育	長	佐	藤	修	一	君

総務課長	加藤善彦	君
税務会計課長	井上広栄	君
住民福祉課長	中東正子	君
農林観光課長	伊藤隆	君
建設環境課長	高橋賢吉	君
教育課長	稲家誠	君
住民福祉課参事	伊藤和義	君
税務会計課参事	田村久美子	君
農林観光課参事	板越昌生	君

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤充	代
主任	石山洋	介

午後 3時00分 開 議

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事進行にご協力をお願いいたします。

村長から発言の申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） 貴重な時間を頂戴いたします。

去る6月9日に議決をいただきました議案につきまして、追加の説明をさせていただきたいと思っております。

議案第56号であります。せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明におきまして誤解をいただくような部分がありました。そのために改正条例を正確にご理解いただきたいということで、改めてご説明をさせていただきます。

詳細につきましては、部内の調整に当たりました副村長から説明をさせますので、よろしくご願ひいたします。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） それではご説明を申し上げます。

6月9日に議決をいただきましたが、ふれあいど～むに新しく機器を入れるということで、その料金についての別表の改正の説明を申し上げます。それにつきましてつけ加えさせていただきますが、本文の本条例の中の第7条につきまして、使用料については原則として使用料を徴収しないということになっております。ただし、村民以外の者、それから営利に関する者につきましては、別表により料金をいただくという仕組みになっております。先般、村民向けの機器の使用についての料金ということでご説明申し上げますが、第7条によりまして村民については全て無料、それから村外、あるいは営利に関するものであった場合については、決定いただきました別表によりまして料金をいただくということが正しい解釈であります。

部内の調整で正確でない説明を申し上げましたこと、執行機関の調整が不備でありましたのでおわびを申し上げ、正しくは今申し上げた内容でありますのでご承知いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（近 良平君） 何か質問がありましたら。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今、副村長のほうから説明、大変よくわかりました。我々も、私もこの件で1件だけ質問をさせてもらって、もうちょっとよく調べて質問をすればよかったですけれども、その辺我々も勉強不

足で大変ご迷惑をかけたことをまずおわびしたいと思います。

役場の課内でいろいろ何かあったらしいですけれども、我々についても、これからまたしっかりと勉強しながら、そういうご迷惑をかけないような形で議会運営をやっていきたいと思います。よろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（近 良平君） 私からも。チェックすべき議会がその機能を果たせなかったことは、私も大変申しわけないと思っております。今後、十分注意して議会運営をしたいと思っております。

以上で終わります。

日程第1、議案第52号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第2、議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第1、議案第52号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第2、議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、菅原 修さん。

○産業建設常任委員長（菅原 修君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第52号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成28年度関川村一般会計補正予算(第1号)の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、陳情第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

○議長(近 良平君) 日程第3、陳情第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長(伝 信男君) 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長(近 良平君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより陳情第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情第2号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後 3時12分 休 憩

午後 3時13分 再 開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1、発委案第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分1復元に係る意見書の提出について

○議長(近 良平君) 追加日程第1、発委案第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長(伝 信男君) 提出者、総務厚生常任委員長による説明があった。

○議長(近 良平君) これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

発委案第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について討論を許します。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって発委案第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

日程第4、議員派遣

○議長（近 良平君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、日程第4、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（近 良平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時17分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月21日

関川村議会議長

議 員

議 員